

令和7年度

認定申請及び入所申込みの手続きについて

こども園や保育所等を利用する場合、入所申込みとは別に**教育・保育給付認定**（利用のための認定）を受ける必要があります。3ページに「Ⅲ教育・保育給付認定及び入所申込み等の流れ」について記載してありますのでご覧ください。

I 教育・保育給付認定について

こども園や保育所等を利用する場合、お子様の年齢や保育の必要性の有無に応じ、「**教育・保育給付認定**」を受ける必要があります。保護者の方の申請に基づき、真室川町が『**施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定証**』を交付します。

認定区分	保育の必要性 ※1	対象年齢 (4/1 現在)	利用できる時間	利用できる施設
1号認定	無	3～5歳	教育標準時間（最長6時間）	たんぼぼこども園（幼稚園部分）
2号認定	有	3～5歳	保育短時間（最長8時間） 保育標準時間（最長11時間）	たんぼぼこども園(保育所部分)、 安楽城保育所、釜淵保育所
3号認定		0～2歳	保育短時間（最長8時間） 保育標準時間（最長11時間）	たんぼぼこども園(保育所部分)、 キッズハウス、安楽城保育所、 釜淵保育所 ※2

※1 「保育の必要性」については、「Ⅱ保育の必要な事由について」をご確認ください。

※2 施設により受け入れ可能な年齢・月齢が異なります。下記「町内の施設」をご確認ください。

町内の施設

	施設名	所在地	電話番号	受入年齢
公立	安楽城保育所	大字大沢814-14	63-2135	2歳～ ※状況により、満1歳6ヶ月 を迎えた翌月から可 (ご相談ください)
	釜淵保育所	大字釜淵383-16	65-2813	
私立	たんぼぼこども園	大字新町376-2	62-4158	満8ヶ月を迎えた翌月～
	キッズハウス	大字平岡字片杉野1692-13	62-3433	満2ヶ月を迎えた翌月～

町外の認可保育施設をご利用予定の方は、教育課（TEL 62-2223）にお問い合わせください。

令和7年度 基準年齢

クラス年齢	該当生年月日	保育実施満了日
0歳	R7.4.2～R8.4.1 生まれ	R14.3.31
	R6.4.2～R7.4.1 生まれ	R13.3.31
1歳	R5.4.2～R6.4.1 生まれ	R12.3.31
2歳	R4.4.2～R5.4.1 生まれ	R11.3.31
3歳	R3.4.2～R4.4.1 生まれ	R10.3.31
4歳	R2.4.2～R3.4.1 生まれ	R9.3.31
5歳	H31.4.2～R2.4.1 生まれ	R8.3.31

II 保育の必要な事由について

保育を必要とする2号認定・3号認定については、下記の基準をもとに、保護者の就労状況などに応じて、利用時間区分（保育標準時間・保育短時間）の認定を受けることになります。基準に当てはまらない方は、原則、1号認定（教育標準時間）のみの認定となります。 ※R7.4.1 現在の年齢がクラス年齢

となりますので、参考にご覧ください。保育実施満了日は、就学前までの期間最後の日となります。

保育の必要性の基準

区分	内容	利用にあたり 提出が必要な書類等	教育・保育給付認定の区分 (認定期間)
就労	保護者が家庭の内外で家事を離れて仕事をするを常態とするため、児童の保育ができない場合	就労（予定）証明書	就労時間により、 <u>保育標準時間</u> または <u>保育短時間</u>
妊娠・ 出産	保護者が出産の前後のため、児童の保育ができない場合	出産予定児童の母子健康手帳の写し	原則 <u>保育標準時間</u> (出産予定日の前後8週間ずつ)
育児 休業	<u>新規の入園・入所はできません</u> ただし、育児休業を取得する前に既に入園・入所している児童については、児童の環境の変化を考慮し、継続利用を可能としますが、右記のとおり認定時間の変更が必要です	育児休業の取得状況を証明するもの（就労証明書内の該当欄をもって証明可）	●3～5歳児 たんぽぽこども園→ <u>教育標準時間</u> 保育所→ <u>保育短時間</u> ●0～2歳児 全施設→ <u>保育短時間</u> (育休取得期間)
疾病・ 障がい	保護者が病気・負傷・心身に障がいがあることで、児童の保育ができない場合	診断書または身体障害者手帳等の写し	<u>要問合せ</u>
介護・ 看護・ 付添等	家庭に介護が必要な方や心身に障がいのある方がおり、常時、保護者が介護・看護・通院付添いにあっているため、児童の保育ができない場合	・診断書または身体障害者手帳等の写し ・スケジュール申告書	<u>要問合せ</u>
災害 復旧	火災、風水害、地震等の災害により、家屋を失ったり、破損したため、その復旧の間、児童の保育ができない場合	罹災証明書またはスケジュール申告書等	<u>要問合せ</u>
求職 活動	保護者が求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っており、児童の保育ができない場合	スケジュール申告書 【場合により】 求職活動状況を証明するもの、面談等	<u>保育短時間</u> (認定開始日から最長90日間(3か月間))
就学	保護者が就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）のため、児童の保育ができない場合	・在学証明書等 ・スケジュール申告書等	就学時間により、 <u>保育短時間</u> または <u>保育標準時間</u>
虐待等	虐待等により保育が必要であると認められた場合	<u>要問合せ</u>	<u>要問合せ</u>
その他	上記に類する状態として認められる場合	<u>要問合せ</u>	<u>要問合せ</u>

※同居の親族の方が子どもを保育することができる場合、利用の優先度が調整される場合があります。

Ⅲ 教育・保育給付認定及び入所申込み等の流れ

▼入所の決定は先着順ではありません。

① 「教育・保育給付認定申請書」の提出

令和7年度（年度途中も含む）に入所を希望する方は、下記のとおり認定申請書を提出してください。

- 【申請書等の交付・提出】 交付・提出場所：教育課（庁舎2階）

受付期間：**令和6年11月1日（金）～令和6年11月29日（金）** ※交付のみ、10月25日から開始します。

交付・受付にあたり、説明の時間を頂きます。お子さんと一緒に来庁される方は、子育て支援センターで説明を受けることができますので、ご希望の方は下記連絡先まで、事前にご連絡ください。

- 【申請書等に添付する必要がある書類】

- ・保育の利用を必要とする理由を確認する書類（就労証明書等） ※1号認定を希望する方は不要。
- ・令和6年1月1日現在、真室川町に住所がなかった方は、その時点の住所地の市町村民税が確認できる書類（課税証明等）

② 支給認定審査及び入所調整（利用調整）

前ページの「Ⅱ 保育の必要な事由」に基づき審査を行い、利用施設等の調整を行います。

③ 認定決定及び面接について（1月中旬）

1月中旬…②の審査結果を受け、認定結果について「施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定証」が交付され、また同時に「入所申込書」と「入所説明会のお知らせ」が送付されます。

④ 面接について（2月中旬）

2月中旬…各施設より。保護者および利用児童面接があります。日程等は各施設からの案内をご確認ください。

⑤ 入所決定について（3月上旬）

入所決定施設より「入所決定通知（入所承諾通知）」を交付、及び入所式のご案内を送付します。

⑥ 利用者負担額（保育料）について（4月上旬）

次のページ「Ⅳ 利用者負担額（保育料）について」のとおり料金を算定し、決定通知を送付します。

Ⅳ利用者負担額（保育料）について

保育料無償化について

【対象となるお子さん】

- 3歳～5歳児（年少・年中・年長クラス）のお子さん
※無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。
- 3歳未満（0歳～2歳児クラス）の住民税非課税世帯のお子さん

【対象となる料金】

- 保育料（行事費など、各施設によって異なる費用は除く）
- 副食費（おかず・おやつ等）
※真室川町では「独自の子育て支援事業」として、収入に関係なく3歳～5歳児（年少～年長児）の全てのお子さんの副食費を無償化します。
- ◆ 国の制度では、同時入所の第3子以降を除く年収360万円以上の世帯のお子さんの副食費は保護者負担となっています。

保育料の算定について

利用者負担額（保育料）は町民税所得割額をもとに決定されます。所得割額の算定は、原則、保護者の課税額の合計で行います。所得割額は、毎年5月または6月に勤務先から受け取る「町民税・県民税 税額（納税）通知書」で確認することができます。

● 令和7年度の保育料の算定根拠

4～8月の保育料	令和5年度の市町村民税所得割額（令和4年中の収入等をもとに算定）により算定
9～3月の保育料	令和6年度の市町村民税所得割額（令和5年中の収入等をもとに算定）により算定

【参考資料】

● 令和5年度 利用者負担額（保育料）基準額

0～2歳児クラスのお子さん（3号認定）

階層区分	各月初日の入所児童が属する世帯の階層区分	月額保育料		
	定義	保育標準時間	保育短時間	
1	生活保護世帯等	0	0	
2	第1階層を除き、当該年度分の市町村民税非課税世帯	0	0	
3	当該年度分の市町村民税課税世帯で、所得割が右区分の世帯	48,600円未満	19,500	19,300
4-1		48,600円以上 77,101円未満	30,000	29,600
4-2		77,101円以上 97,000円未満	30,000	29,600
5		97,000円以上 169,000円未満	44,500	43,900
6		169,000円以上 301,000円未満	61,000	60,100
7		301,000円以上 397,000円未満	80,000	78,800
8		397,000円以上	90,000	86,100

※真室川町では子育て支援の充実を図り、上記の基準額より第1子・第2子は1/2、第3子以降は全額を免除しています。